

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）茅野市長

茅野市特殊詐欺等抑止電話機接続装置貸出申請書

茅野市特殊詐欺等抑止電話機接続装置貸出要綱第5条の規定により、特殊詐欺等抑止電話機接続装置の貸出しの申請をします。申請にあたっては、裏面の特殊詐欺等抑止電話機接続装置貸出しに伴う誓約事項に同意します。

ふりがな				性別	<input type="checkbox"/> 男性
氏名					<input type="checkbox"/> 女性
住所	〒				
連絡先	機器設置予定番号	【固定電話番号】			
生年月日	年	月	日	年齢	歳
世帯区分	高齢者のみの世帯（単身・夫婦・親子）・その他（ ）				
貸出期間	年 月 日から1年間				
設置方法	設置を自分で行います ・ 設置を依頼します				
緊急 連絡先	① 氏名		電話番号		
	② 氏名		電話番号		
	③ 氏名		電話番号		
	④ 氏名		電話番号		

- 1 申請後に、市で審査し、設置が適切と判断した方に機器を貸し出します。従って、申請が機器貸出を確約したものではありません。審査結果は、電話等にてお知らせします。審査段階で、申請者宅へ電話又は訪問し、聞き取りをする場合があります。
- 2 機器の貸出期間は、機器の引渡しをした日から1年間となります。
- 3 機器設置を希望される場合は、消費生活センター職員等が訪問し設置します。

【 同 意 書 】

本申請書の提出にあたり、茅野市が私及び私の世帯の住民登録情報を確認することに同意します。

※この申請書の個人情報は装置の貸出手続き以外には利用いたしません。

署名 _____ ⑩

※担当課処理欄

受付	審査結果	不可の理由	審査者
	可 ・ 不可		
装置の設置日 年 月 日			

特殊詐欺等抑止電話機接続装置貸出しに伴う誓約事項

- 1 特殊詐欺等抑止電話機接続装置（以下「装置」という。）は、振込め詐欺等の特殊詐欺被害を防止するために使用し、その他の目的には使用しません。
- 2 装置は私自身の責任において大切に使用いたします。
- 3 装置を第三者へ転貸しません。
- 4 装置に不具合や誤作動等が生じた場合は、直ちに市又は消費生活センターへ連絡いたします。
- 5 貸出申請書の内容に変更が生じた場合は、速やかに市又は消費生活センターへ連絡いたします。
- 6 万一、破損（経年劣化による場合を除く。）・紛失した場合には、市が提示する実費（修理又は再購入価格相当分）を負担いたします。
- 7 使用期間が満了したとき、及び長期入院等の理由により装置を使用しなくなったときは、速やかに装置を返還します。